

新旧対照表

(下線の部分は変更部分)

新	旧
<p>一般乗用旅客自動車運送事業約款 第1条～第2条 (略) (運送の引受け) 第3条 当社は、次条、<u>第4条の2第2項、 及び第4条の4第2項または第4条の5 第2項</u>の規定により運送の引受け又は継 続を拒絶する場合を除いて、旅客の運送 を引き受けます。 第4条～第4条の3 (略) <u>第4条の4 運転者は、旅客の当社の運転 者に対する法令の規定又は公の秩序若 しくは善良の風俗に反する行為（本条 において、セクシュアルハラスメン ト、モラルハラスメントその他の旅客 の暴言、行動等が旅客の意図には関係 なく、当社の運転者を不快にさせ、尊 厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威 を与える行為（以下、「ハラスメン ト」という。）をいう。）を差し控え ていただきます。</u> <u>2 ハラスメントがあった場合、運転者 はハラスメントの中止を求め、旅客が この求めに応じない場合には、運送の 引受け又は継続を拒絶する他、運転者 又は当社の判断において警察等に通報 します。また、ハラスメントにより生 じた損害の賠償および、慰謝料を請求 します。</u> 第4条の5 <u>運転者は、マスクの着用をし ないで乗車し、又は乗車しようとする 者に対し、その理由を聴取した結果、 正当な理由でないと認める時は、マス クの着用を求めることができます。</u></p>	<p>一般乗用旅客自動車運送事業約款 第1条～第2条 (略) (運送の引受け) 第3条 当社は、次条<u>又は</u>第4条の2第2項 の規定により運送の引受け又は継続を拒 絶する場合を除いて、旅客の運送を引き 受けます。 第4条～第4条の3 (略) (新設)</p>

2 前項の規定によりマスクの着用を求められた者が、これに応じず、当該者自身又は他の人の安全又は健康に危害を及ぼすおそれのある場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。

3 当社は、前項の規定により運送の継続を拒絶する場合には、前項の者が降車するまでに掛かった運賃及び料金を求めます。

第5条 ～ 第10条 (略)

第5条 ～ 第10条 (略)

(標準運送約款 (令和2年11月27日改正) からの変更用)